

「企業の森・産学の森」推進事業

- － 「産産連携」「産学連携」など、多様なプレイヤーのコラボレーションによる、研究会・勉強会、製品開発、販路開拓、設備投資などを応援します －

令和元年度

応募要領
補助金交付要領

公益財団法人京都産業21

京都府

目次

1 趣旨	2
2 対象分野	2
3 補助事業者の要件等	3
4 対象事業、補助率、支援規模、評価基準等	8
5 対象経費	9
6 応募手続	9
7 評価方法	12
8 採択等	12
9 補助金交付要領	13
(参考)	
各種認定事業等案内	27

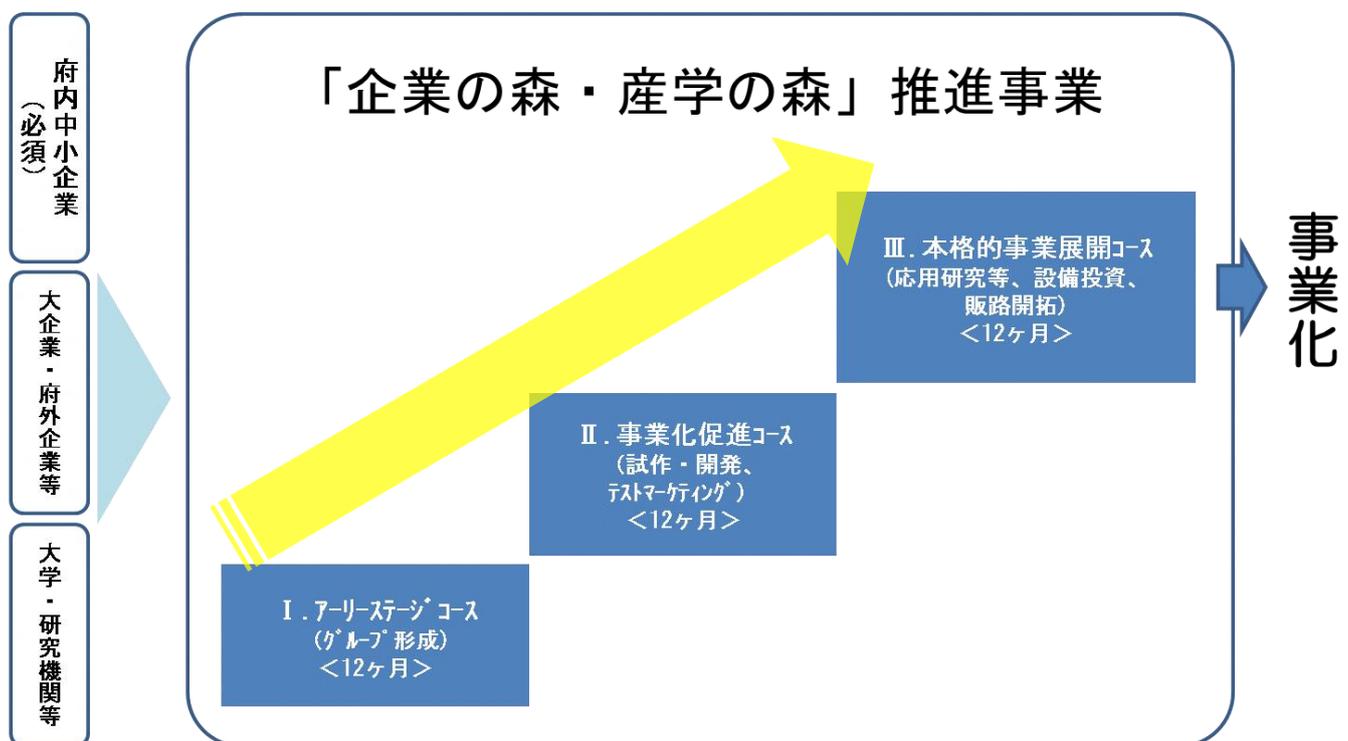
1 趣 旨

京都においては、これまでから中小企業の「強み」を発掘し、それを活かした事業展開の後押し、「中小企業応援隊」「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」を始めとする伴走支援と補助金制度の一体的な実施など、事業計画づくりから、研究開発、販路開拓等に至るまで、個々の中小企業の実情に応じた一貫支援を実施してまいりました。

一方、グローバル経済が前提となった今日、外交・貿易問題ともあいまって国際競争は激しさを増しており、生産性向上や人材の確保など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

本事業は、こうした環境変化に対応し、中小企業ひいては京都経済の発展に向け、企業がそれぞれの「強み」を持ち寄るだけでなく、大学等研究機関等の参画による多様なプレイヤーのコラボレーションにより、高い付加価値が感じられる製品・サービスを創出する取組や、販路開拓活動等の取組を総合的に応援し、新たな産業文化を創生するグループ（＝企業の森・産学の森）の形成を目指し、京都府の補助を受けて実施するものです。

また、「AI/IoT」が急速に社会に浸透する中で、これらの技術の活用や社会課題への対応を支援するため、本年度は「AI/IoT」のテクノロジー活用を通じて、スマート社会の推進及び社会課題（政策課題）の解決を目指す積極的な御提案をお待ちしています。



2 対象分野

特定の対象分野や業種にこだわらず、グループならではの高い付加価値を目指した事業活動（以下「グループ事業」という。）を幅広く応援します。

3 補助事業者の要件等

本事業には、企業(個人、会社又は組合)を核とした事業グループ(産産連携や産学連携など。以下、「グループ」という。)が応募可能です。応募グループの資格要件は次のとおりです。

(1) グループの資格要件

京都府内に本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点^{※1}を置く中小企業者^{※2}1社がグループの代表企業として参画し、産産連携グループの場合は、代表企業に加えて府内に拠点を有する企業1社以上の参画が必須です。ただし、Iアーリーステージコースのみ、組合単独でも可とします。

また、産学連携グループの場合は、代表企業と大学等研究機関^{※3}の参画が必須となります。

なお、京都府内に拠点を有しない企業の参画も可能ですが、補助金交付の対象とはなりません(表1参照)。

多様なグループ形成により代表企業と構成企業・機関が主体的に本事業に取り組み、その成果・効用を自社及び他の構成企業・機関が利活用できるよう努めてください。(政策的趣旨から、健康・栄養データ分析結果報告書『京の健康』^{※4}で示された健康課題の解決に資する事業^{※5}及びAI/IoTを活用し、下記に掲げる分野^{※6}の社会課題(政策課題)の解決に資する事業^{※7}については審査時に考慮します。)

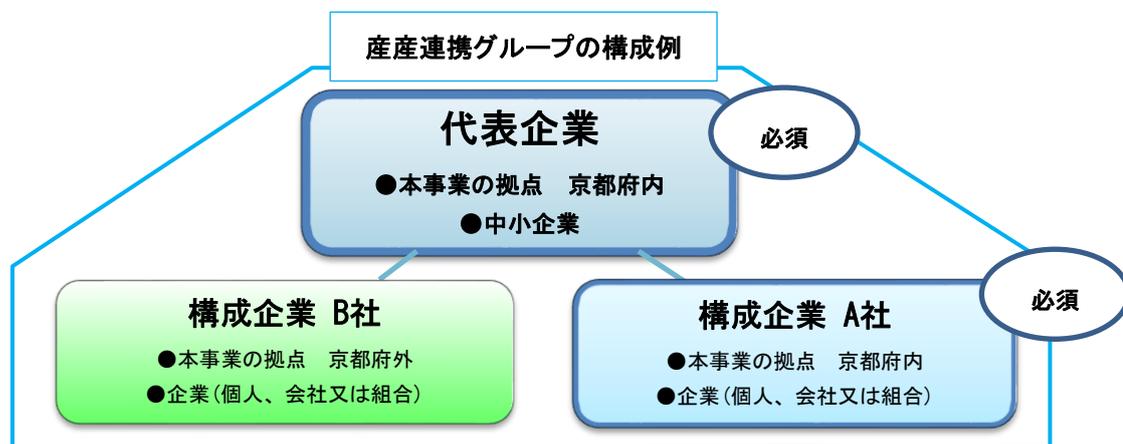


図 1. 「産産連携グループ」の構成(例)

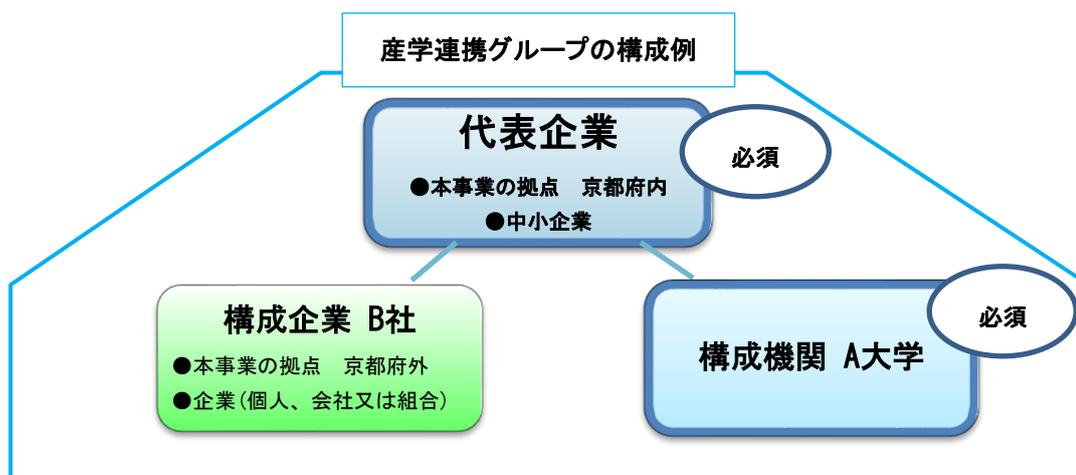


図2. 「産学連携グループ」の構成(例)

- ※1 拠点 … 原則として、提案時点で、法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控（決算期を一期も迎えていない開業した方）により、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。
- ※2 中小企業者 … 交付要領第2条第2号に定める者
- ※3 大学等研究機関 … 大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発を行っている独立行政法人及び公益法人のことを指します（その他、(公財)京都産業21が特に適当と認める場合を含みます）。
- ※4 『京の健康』 … 京都府における「食事や運動等の生活習慣」と「健康状態や健康への意識」に係る傾向や特徴をまとめたもの。詳細は別添の『京の健康』概要版を参照。
- ※5 『京の健康』で示された健康課題の解決に資する事業 … 例としては次のとおりです。
 - ①中高年向けのウォーキング・登山・ハイキング等に関連するスポーツ用品の開発
 - ②睡眠の質を高める枕やマットレスなどの寝具や照明の開発
 - ③科学的根拠に基づいて、健康の維持・増進に役立つことを目指した機能性食品の開発
また、関連する事業として、過去に京都府ヘルスケア関連事業計画で認定された事業計画 (http://www.pref.kyoto.jp/toc/healthcare/gaiyou_main.html) も参考にしてください。
なお、これらはいくまでも一例ですので、幅広い御提案をお待ちしております。
- ※6 スマート社会の推進に資する「スマートモビリティ」分野、「スマートセキュリティ」分野、「スマートアグリ」分野、「スマート観光」分野、「スマート医療・ヘルスケア」分野等上記の社会課題（政策課題）の解決に資する事業例としては次のとおりです。
 - ① 全自動運転の実現に向けた自律制御AI等の開発・事業化
 - ②サイバー攻撃の検知・可視化・予測等を可能とするセキュリティAIの開発・事業化
 - ③健康・医療情報の分析・予測等による医療従事者等の負担軽減AIシステムの開発・事業化
 - ④画像処理AIを用いた生物の分類や、ものづくり分野の検査工程への応用・事業化
 - ⑤顧客指向性分析AIを用いたサブスクリプションサービスの研究・事業化
 - ⑥SNSサービスと連携した観光地の満足度分析AIの開発及び観光地レコメンドAIの事業化
なお、これらはいくまでも一例ですので、幅広い御提案をお待ちしております。

<応募要件>

- 幅広い企業等を支援するという趣旨から、平成30年度「京都エコノミック・ガーデンング支援強化事業」、「企業の森・産学の森」推進事業、「中小企業共同型ものづくり支援事業（中小企業シェアリング拡大事業含む）」、「小規模製造業設備投資等支援事業」、「次世代地域産業推進事業」で採択された事業者は応募できません。

- ただし、上記の補助事業にグループ構成メンバーとして参画した事業者は、補助金の交付を受けていない事業者に限り応募可能です。
- 平成30年度「企業の森・産学の森」推進事業」で補助金の交付決定を受けた場合でも同種のテーマでコースのステップアップであれば申請可能です。ただし、期間を重複しての事業実施は認められませんので、今年度の事業の交付決定前（事前着手の場合は、着手日前）に平成30年度採択事業の実績報告書の提出が必要です。
- 本年度実施する「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」、「企業の森・産学の森」推進事業」、「中小企業共同型ものづくり支援事業」、「小規模製造業設備投資等支援事業」、「次世代地域産業推進事業」について、同種のテーマでの併願申請はできません。異なるテーマであれば併願申請は可能ですが、重複して採択及び補助金の交付を受けることはできません。
- 国等他の機関が実施する他の制度において併願が認められている場合にあっては、併願応募は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用はできませんので、御注意ください。

（2）プロジェクトリーダーの要件

グループの中からプロジェクトリーダーを1名選んでください。

プロジェクトリーダーは、グループ全体のマネジメント並びに事業計画の策定、事業の実施及び成果の管理の総括を行う、本事業に関するグループの責任者です。

なお、必ずしも前項（1）に定める「グループの代表企業」となる中小企業に所属する方である必要はありません。

（3）補助金交付対象企業の要件

本事業の補助金は、グループ構成企業のうち、本事業に係る拠点を京都府内に置く各企業

に対して直接交付します（表1参照）。ただし、下記図3のように、代表企業と構成企業Aが親会社・子会社^{※8}の関係にある場合は、代表企業もしくは構成企業Aのどちらか一方のみが補助金交付対象となります。

また、Iアーリーステージコースは（公財）京都産業21からの補助金交付先が代表企業のみとなりますので、代表企業から構成企業へ適切に分配してください。

※8 親会社・子会社 … 子会社は、議決権のある株式の50%超を、他の会社（つまり親会社で）に保有されている会社を指します。たとえ50%以下であっても、営業方針の決定権、役員
の派遣状況、資金面等から「実質的に支配」されていると判断される場合には「子会社」になります。また、代表企業と構成企業の関係が子会社・子会社の場合も、どちらか一方のみが補助金交付対象となります。

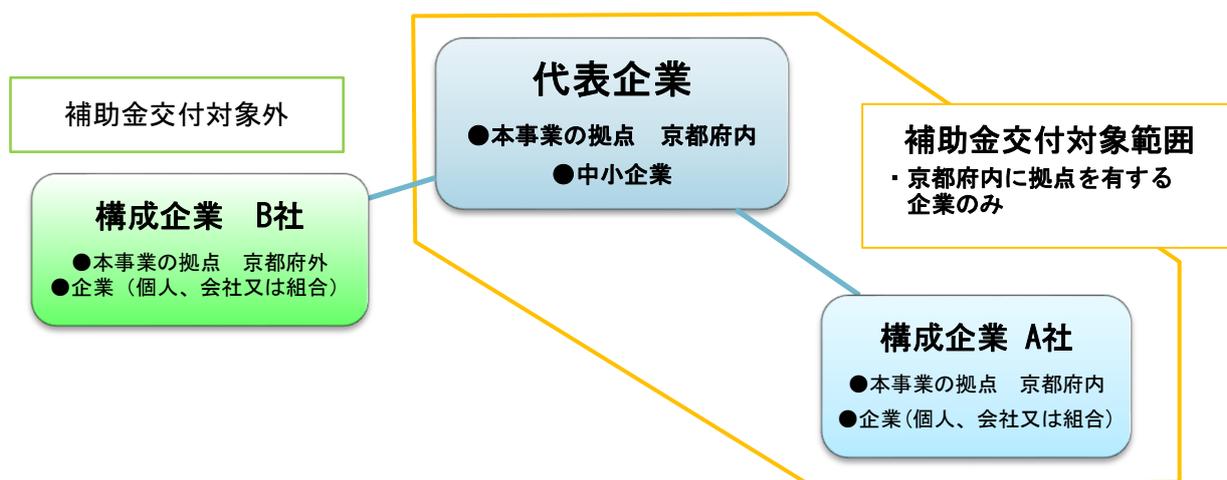


図3. 補助金交付の対象企業（例）

(4) その他

- ・代表企業はグループ相互の関係を調整し、事務的管理及び本事業の成果を活かし事業を推進するための体制を整備することが必要となります。
- ・補助事業実施期間中でも上記の要件を満たさなくなった場合、採択の取り消しや支援を中止することがあります。

■ 企業の森・産学の森 グループ構成要件(表1)

区分		本事業を遂行する拠点（※1）	代表企業としての資格	グループ構成員としての資格	補助金交付先としての資格
企業 (個人、会社又は組合)	中小企業	京都府内に拠点 有	○(※2)	○	○
		京都府内に拠点 無	×	○	×
	大企業	京都府内に拠点 有	×	○	○
		京都府内に拠点 無	×	○	×
大学等研究機関		- (所在地は不問)	×	○	×(※3)

※1 京都府内に拠点(支店、営業所、事業所、研究所等)を有する企業2社以上が必ず参画すること。

※2 「I アーリーステージコース」の場合は組合単独での申請も可。

※3 産学連携グループにおいては、大学等研究機関との受託(共同)研究費は補助対象経費として認める。

(5) 以下に該当する者は応募資格がありません。

① 不正経理・受給及び税の滞納等がある場合	国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合は原則応募資格がありません。
② その他	<p>次のいずれかに該当するときは対象となりません。</p> <p>ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき(一部例外を除く。)</p> <p>イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。</p> <p>ウ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。</p> <p>エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>キ <u>本社又は事業所の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき。</u></p>

4 対象事業、補助率、支援規模、評価基準等

コース	I アーリーステージ コース（グループ形 成）	II 事業化促進コース （試作・開発、テスト マーケティング）	III 本格的事業展開コース（応 用研究等、設備投資、それら と連動した販路開拓）
対象事業	目標（目指すべきグル ープ事業像）の設定や 実現に向けた勉強会・ 研究会、セミナー、ワ ークショップ、市場調 査その他の調査、要素 技術の可能性検証、技 術研修等	試作品・サービス等の開 発、テスト販売等による 本格的な市場調査・販路 開拓等（本コースの資金 支援規模の範囲内で製 品・サービス提供まで可 能な小規模開発・事業展 開案件も歓迎します。）	実用化に向けた応用研究・生産 技術開発、量産設備投資（生産 体制の構築、販売・サービス提 供の拠点整備等）、それらと連 動した販路開拓等（広報、需要 開拓等） ※開発の実績・取組の蓄積等が 十分にあることが前提
対象期間	原則として補助金交付決定日から12ヶ月間 交付要領第8条の定めによる。なお、同条で定めるただし書きの事例は次のとおり。 ① 交付決定日以降に開催される展示会に係る申し込み・支払いを、交付決定日以前に実施している場合 ② 大学等研究機関との受託（共同）研究に係る契約が、交付決定日以前に締結されている場合 など ※ただし、事前着手日から交付決定日までの間は「直接人件費」は補助対象外となりますので、御注意くださ い。		
補助率	(1)提案事業の実施に必要な補助対象経費（(2)に記載の経費除く）の1/2以内		
	—	(2)土地造成費、建物建設 費（付帯工事含む）に当 たっては、その15%以内	(2)土地造成費、建物建設費（付 帯工事含む）及び量産段階で調 達し量産が主用途の設備に当 たっては、その15%以内
支援規模	1グループ当たり 120万円以内 （勉強会・研究会の 開催は20万円以内）	1グループ当たり 100万円以上～ 2,000万円以下	1グループ当たり 2,000万円超～ 5,000万円以下 （1企業3,000万円以内、ただし産学 連携グループで提案の場合、大学等 研究機関との受託（共同）研究費につ いては2,000万円まで加算可能）
採択予定	12件程度	10件程度	7件程度
評価基準	次の基準に基づき総合的に評価します。 (i) 目標（目指すグループ事業像）設定の妥当性 ・ 目指すグループ事業像の成長性、発展性の程度 ・ 目標設定に至った経緯・背景・動機の妥当性 ・ 構成企業の連携・役割分担の妥当性 ・ グループの取組に関する準備状況の妥当性 (ii) 目標に向けた取組の具体性 ・ 目標に向けた課題把握・認識 ・ 補助対象事業の取組計画の具体性・妥当性		
	—	(iii) 取組に関する準備状況の妥当性 ・ 事業実施のための体制（財務状況、人材、技術等）の妥当性	

		(iv)費用対効果、発展性 ・補助対象事業の取組の費用対効果の妥当性 ・試作・開発等に留まらず更なる展開が望める期待の程度	(iv)費用対効果、経済効果・付加価値の創出等の実現可能性 ・補助対象事業の取組の費用対効果の妥当性 ・地域経済・中小企業の活性化、新規雇用創出等の寄与度、付加価値の創出等の実現可能性
<p>・今年度は政策的趣旨から以下の項目に該当する場合は審査時に考慮します。</p> <p>① 本要領「3 補助事業者の要件等」に記載する「AI/IoT を活用した社会課題(政策課題)の解決に資する事業」に該当する場合</p> <p>② 良質雇用※の継続・新規創出を目指す事業に該当する場合</p> <p>③ 本要領「3 補助事業者の要件等」に記載する「『京の健康』で示された健康課題の解決に資する事業」に該当する場合</p> <p>④ 京都府中小企業応援条例に基づく研究開発等事業計画、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画、京都府ヘルスケア関連事業計画において、認定・承認を受けている場合及び京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル企業の認証を受けている場合(いずれも認定・承認・認証の有効期間内である場合のみ)</p> <p>なお、審査においては、例えば、画像処理 AI を用いたものづくりの検査工程への導入により生産性の向上を図り、結果として労働時間等の負担軽減により良質雇用につながる事業もありえるため、上記項目に該当するかどうかは総合的に判断します。</p> <p>※良質雇用とは1ヶ月当たりの平均労働時間数が 160 時間以内、1ヶ月当たりの平均出勤日数が 19 日以内、1ヶ月当たりの平均所定内給与額が 257,600 円以上のすべてを満たすものをいいます。</p>			

5 対象経費

対象経費については、補助金交付要領第9条(本要領16ページ参照)に定められていますので、御確認ください。

なお、法人税法第42条第1項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としています。本補助金は対象外となりますのでご注意ください。

6 応募手続

(1) 応募様式・添付書類

ア 本応募要領、様式等については、(公財)京都産業21ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.ki21.jp/kobo/r1/mori/index.html>

イ 提出するのは、各書類2部(1部は写し)、CD-R等1枚(応募様式の内容が全て記録されたもの)とします。

提案書は、A4判、片面印刷で提出してください。記入は内容の正確を期すため、Word、Excelを使用し、判読し易く作成し、日本語で作成してください。

ウ 提出された書類は評価、採択、管理等の本事業に必要な一連の業務遂行のためにのみ利用し、企業の秘密は保持します。なお、提出された書類等の返却はいたしません。

エ 提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、ご注意ください。

	正副あわせて提出	代表企業	構成企業	個人
作成書類 (★原本)	① チェックシート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 提案書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 企業概要、決算状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 事業費総括表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 事前着手希望届 (該当する場合のみ) (★)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ CD-R等 (※) (注) USB メモリー以外の電子媒体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付資料 (★原本)	⑦ 特許の出願書類の写し (該当する場合のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧ 企業の法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内) ※グループ形成対象企業は必要 (★)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨ 開業届控えの写し (決算期を一期も迎えていない開業した方(個人)のみ必要。開業予定者は、住民票 (発行後3ヶ月以内のもの)、開業後は速やかに提出)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 納税証明書 (府税に滞納が無いことの証明書。発行後3カ月以内のもの) (補助金交付を希望する企業のみ) (★)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 直近1期分の決算書 (貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書) の写し、又は直近1期分の確定申告書の写し ・白色申告の場合：確定申告書(第一表、第二表)、収支内訳書 ・青色申告の場合：確定申告書(第一表、第二表)、青色申告決算書 (補助金交付を希望する企業のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑫ 株主一覧が記載されている書類 (出資者、出資額の一覧が記載されているもの) (補助金交付を希望する企業のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 各認定書の写し (P9評価基準に該当するもの。有効期間内のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※⑥CD-R等には、①～⑤の全てが記録されたものを、Word、Excelで保存。

※応募コースにより提出書類が異なりますので、詳細は各コースの「提案書類チェックシート」をご確認ください。

(2) 応募受付期間

応募受付期間は次のとおりです。

令和元年6月3日(月)～8月26日(月) 午後5時必着 (郵送又は持参に限ります。)

→採択決定：Iコース/ 10月頃、II・IIIコース/11月頃(予定)

→交付申請：Iコース/ 10月頃、II・IIIコース/11月頃(予定)

→交付決定：Iコース/11月頃、II・IIIコース/12月頃(予定)

(注) (1)様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので注意願います。

(3) 相談窓口・提出先

相談窓口・提出先	(公財)京都産業 2 1 イノベーション推進部 産学公住連携グループ 電話 075-315-9425 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内	郵送又は 持参
	(公財) 京都産業 2 1 中小企業応援センターお客様相談窓口 (京都よろず支援拠点京都経済センターサテライト) 電話 : 075-708-3063 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 京都経済センター 3 F	持参のみ
	(公財)京都産業 2 1 けいはんな支所 電話 0774-95-2220 〒619-0294 木津川市木津川台 9 丁目 6 番・相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番 1 けいはんなオープンイノベーションセンター(K I C K)事務局内	
	(公財)京都産業 2 1 北部支援センター 電話 0772-69-3675 〒627-0004 京丹後市峰山町荒山 225	
相談窓口	京都府商工労働観光部 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る ものづくり振興課 電話 075-414-5103、075-414-4852	
	京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室 電話 0774-21-2103 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6	
	京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室 電話 0771-23-4438 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1	
	京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室 電話 0773-62-2506 〒625-0036 舞鶴市字浜 2020	
	京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室 電話 0772-62-4304 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	
	最寄りの商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会	

7 評価方法

(1) I アーリーステージコースにおいては、書面により評価を行います。

II 事業化促進コース及びIII本格的事業展開コースにおいては、書面評価（1次）及びプレゼンテーション評価（2次）を行います。

(2) 評価については、外部有識者等で構成される意見聴取会で行います。意見聴取会は非公開のため、評価経過や結果に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて(公財)京都産業21又は京都府関係者等がヒアリング等を実施することがあります。その際、追加資料の提出を求められることがあります。

8 採択等

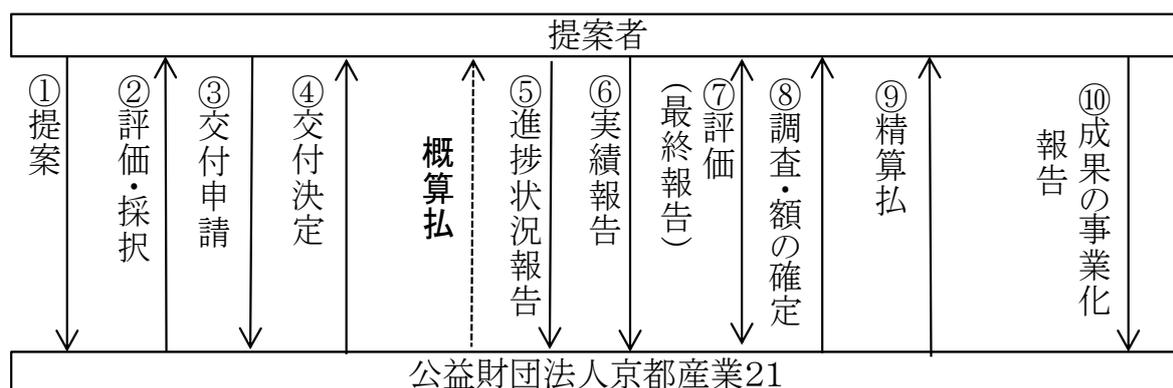
(1) 採否の結果については、(公財)京都産業21からグループの代表企業へ通知します。なお、提案内容に係る評価や応募状況等を考慮し、事前に提案者と調整の上、応募されたコースと異なるコースで採択することがあります。

(2) その他留意事項

ア 採択案件については、公表の可否及び公表内容について、事前に提案者と調整・了承を得た上で、(公財)京都産業21のウェブサイトで公表するとともに、プレス発表など必要に応じて提案内容等を報道機関等へ紹介する場合があります。

イ 提案者の①提案から⑩フォローアップ報告までのフローは下記のとおりです。

なお、政策目的達成のために、(公財)京都産業21のコーディネータ等が、補助事業者雇用状況の確認を行うことがありますので、可能な範囲でご協力をお願いします。



ウ 「3 補助事業者の要件等」に記載する「AI/IoTを活用した社会課題（政策課題）の解決に資する事業」に該当する場合、事務局から申請者と事前調整を行った上で、(公財)京都産業21が、AI分野等を重点テーマとして同時期に別途公募する「次世代地域産業推進事業」での採択として取り扱う場合があります。

「企業の森・産学の森」推進事業

補助金交付要領

(令和元年度採択)

公益財団法人京都産業 2 1

「企業の森・産学の森」推進事業補助金交付要領（令和元年度採択）

（趣旨）

第1条 公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）理事長は、経済環境変化に対応し、企業がそれぞれの「強み」を持ち寄るだけでなく、大学等研究機関等の参画による多様なプレイヤーのコラボレーションにより、高い付加価値が感じられる製品・サービスを創出する取組や、販路開拓活動等、新たな産業文化を創生するグループ（＝企業の森・産学の森）の取組みに対し、その経費の一部を支援するため、この要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要領において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 拠点 本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する支店、営業所、事業所、研究所等をいう。
- (2) 中小企業者 別表1に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社）及び組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合）をいう。
ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社は中小企業者に含まないものとする。
なお、次のいずれかに該当する者については、大企業として扱わない。
ア) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
イ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
また、組合の場合の補助対象は、営利目的で実施する事業に限る。財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は対象外とする。
- (3) 代表企業 本事業に係る拠点を京都府内に有する、グループの代表となる中小企業者をいう。
- (4) 補助事業者 応募要領に基づいて採択決定を受けた者
- (5) 事業の中止 事業着手後に補助事業の遂行を取りやめることをいう。
- (6) 事業の廃止 事業着手することなく、補助事業をやめることをいう。

（補助事業者の要件）

第3条 補助事業者は、次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 産産連携及び産学連携による多様なコラボレーションにより、高い付加価値が感じられる製品・サービスの創出等に取り組む者
 - (2) 京都府内に本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点を置く中小企業者1社が代表企業として参画するグループ「産産連携グループの場合は、代表企業に加えて府内に拠点を有する企業1社以上が参画しているものであること。産学連携グループの場合は、代表企業1社以上と大学等研究機関（以下「機関」という。）が参画しているものであること。ただし、「Iアーリーステージコースについては組合単独でも可とする。」の構成企業・機関（以下「構成企業・機関」という。）
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は本事業の対象としない
- (1) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法

人税等の滞納があるとき

- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める風俗営業を営むと認められるとき(一部例外を除く)
- (3) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 23 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき
- (4) 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(2)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (9) 本事業を実施するグループの構成企業・機関が、(2)から(6)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合((7)に該当する場合を除く。)に、財団が本事業を実施グループに対して当該契約の解除を求め、当該グループがこれに従わなかったとき
- (10) 本社又は事業所の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき

(代表企業の役割)

第 4 条 代表企業の主な役割は以下のとおりとする。

- (1) 本事業の進捗管理をおこない、構成企業・機関とともに事業を円滑に実施すること。
- (2) 構成企業・機関の本事業にかかる進捗状況報告の協力を行うこと。

(グループ事業計画書)

第 5 条 代表企業は、グループ事業計画書(第 2 号様式)及びグループ事業工程表(第 3 号様式)を別に通知する日までに財団理事長に提出するものとする。

(共同事業契約の締結)

第 6 条 構成企業・機関は、原則として次の各号に掲げる事項を含む本事業の実施に関わる必要な事項を定めた共同事業契約を締結し、その写し 1 部を別に通知する日までに財団に提出するものとする。

- (1) 協力関係 本事業を実施するに当たり、お互いに協力し合うこと
- (2) 秘密保持 秘密保持に関する事項
- (3) 成果の発表 無断での成果発表の禁止や、成果の発表時の協力
- (4) 成果の帰属 事業化時の帰属に関する事項

- (5) 知的財産権 知的財産権を共有する場合の義務（知的財産権の遵守条件等）に関する事項
- (6) その他 本事業を推進するために必要な事項

（補助率、補助限度額）

第7条 補助率、補助限度額は別表2に定めるとおりとする。

（対象期間）

第8条 補助金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、補助金交付決定日から12か月間とする。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると財団理事長が認める場合は、この要領の施行日以降に限り、交付決定日より前に事前着手することができる。なお、その場合、対象期間には事前着手日から交付決定日までの期間が加算される。

（対象経費）

第9条 対象経費は、別表3に掲げる経費のうち、原則として、対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払（決済）の全てを完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。

2 前条ただし書きの規定により事前着手した場合、その期間（事前着手日から交付決定日まで）の直接人件費は補助対象外とする。また、直接人件費を除くその他の経費についても、事前着手日から交付決定日までに発注・契約、納品、支払（決済）の全てが完了しているものは補助対象外とする。

（交付の申請等）

第10条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第4号様式）（以下「交付申請書」という。）に、別に財団が定める書類を添えて財団が指定する期日までに財団理事長に提出するものとする。ただし、Iアーリーステージコースについては代表企業に限る。

2 申請者は、第8条のただし書きの期間内に発生する経費を申請する場合には、事前着手届（第5号様式）に当該経費に係る契約書、発注書等の経費の内容がわかる書類を添えて、前項の交付申請書に併せて財団理事長に提出するものとする。

（交付の決定）

第11条 財団理事長は、前条の交付申請書及び事前着手届の提出があったときは、内容を審査し補助金の交付が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

なお、財団理事長は、必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

2 財団理事長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等の申請等）

第12条 補助事業者は、第5条及び第10条の規定により提出した事業計画書等について、次の各号の一に該当する変更をしようとする場合は、予め変更承認申請書（第6号様式-1）を財団理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の配分の変更について、その変更額の合計が交付決定額の概ね50%を超える変更をしようとするとき
 - (2) 本事業のサブテーマの中止又は変更、目標値の変更など事業内容を著しく変更しようとするとき
 - (3) プロジェクトリーダーを変更しようとするとき
 - (4) その他財団理事長が必要と認めるとき
- 2 補助事業者は、第4号様式に記載の所在地、名称（法人名）、代表者職氏名及び構成メンバーを変更するときは、変更届（第6号様式-2）を速やかに財団理事長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、本事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式-3）を財団理事長に提出しなければならない。

（事業計画の変更等の承認等）

第13条 財団理事長は、補助事業者から前条の申請を受理した場合は、内容を審査し、承認又は不承認及び補助金の変更交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

（進捗状況の報告等）

第14条 財団理事長は、本事業の遂行状況等について補助事業者に報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、前項の報告を求められた場合は、進捗状況報告書（第7号様式）及び第8号様式（構成企業・機関）に実績を記入したものを財団が求める証拠諸表を付け、別に通知する日までに財団理事長に提出しなければならない。
- 3 財団理事長は、前項の報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査、指導、評価等を行うものとし、補助事業者はこれに応じなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、本事業が完了したとき（事業の中止の承認を受けたときを含む。）又は対象期間が終了したときは、別に財団が指定する期日までに、実績報告書（第9号様式）を財団理事長に提出しなければならない。

（額の確定等）

- 第16条 財団理事長は、前条の規定により実績報告等を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる本事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする
- 2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

（補助金の請求等）

- 第17条 補助事業者は、前条の補助金の額を確定する通知を受けた後、補助金請求書（第11号様式）を財団理事長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。
- 2 次条に定める補助金の概算払により、既に補助金の一部交付を受けている場合は、前条の補助金の額の確定額との差額を請求するものとする。

- 3 補助事業者は、次条に定める補助金の概算払の額が、既に交付すべき補助金の額を超えている場合は、財団にその過払い額を別に通知する日までに返還しなければならない。

(補助金の概算払)

- 第18条 補助事業者は、予め財団理事長との協議を経たうえで、補助金の概算払を請求できるものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書(第12号様式)を財団理事長に提出しなければならない。
- 3 財団理事長は、前項による概算払申請書を受けたときは、内容を審査し本事業の遂行上必要と認める場合は、交付決定額の70%に相当する額を上限として、概算払をすることができる。ただし、直接人件費は全て精算払いとする。

(最終報告)

- 第19条 代表企業は、最終報告書(第10号様式)及び第3号様式(グループ)に実績を記入したものを別に通知する日までに財団理事長に提出し、評価を受けなければならない。
- 2 財団理事長は、評価結果を代表企業に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第20条 財団理事長は、補助事業者が次に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは変更することができるものとする。
- (1) 第12条第3号による事業中止(廃止)承認申請書を受理したとき
- (2) 本要領、交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき
- (3) 交付申請書、その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったとき
- (4) 法令違反など社会通念上不適切な行為と財団理事長が認めたとき
- (5) 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき
- (6) 被災等により補助事業の遂行ができないと財団理事長が認めたとき
- 2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用するものとする。
- 3 財団理事長は、第1項の取消し等の決定を行った場合には、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第21条 財団理事長は、前条の規定により取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

- 第22条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年2.7パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年2.7パーセントの割合で計算した延滞金を加えて財団に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

第23条 補助事業者は、本事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年度間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第24条 本事業が完了した後も、本事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものについて、取得財産管理台帳（第13号様式）を備え、その保管状況を明らかにするとともに、財団理事長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用や処分（譲渡、廃棄等）を行ってはならない。

3 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、予め財産処分承認申請書（第14号様式）を財団理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 財団理事長は、前項の規定により承認した補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産を処分したことによる収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を財団に納付させることができる。なお、納付額は別表4に定めるとおりとする。

(成果の発表)

第25条 財団理事長は、本事業が完了したときは、補助事業者と事前に調整・了承を得た上で、その成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、財団理事長が前項に規定する成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(成果の事業化報告)

第26条 補助事業者は、財団理事長が別に通知する期間について、原則として補助事業完了（一部完了を含む。）の翌年度から5年度間（Iアーリーステージコースにあっては1年度間）の事業化の状況等について、事業化進捗状況・事業成果等報告書（第15号様式）を別に通知する日までに財団理事長に提出しなければならない。

(収益納付)

第27条 補助事業者（Iアーリーステージコースを除く）は、補助事業完了（一部完了を含む）の翌年度から5年度間以内に事業化の成果により収益が生じた場合は、本要領に基づき交付した補助金交付確定額を上限として、当該収益額の一部を財団に納付しなければいけない。なお、納付額は別表5の定めるとおりとする。

(成果の帰属)

第28条 本事業の実施により発生した特許権等の知的財産権、成果の帰属先は、次の各号に該当する項目を遵守することを条件に補助事業者とする。

(1) 本事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生し、知的財産権に関して出願・申請の

手続きを行う場合、遅滞なく財団に報告し、第26条に規定する報告書にその旨を記載すること。

- (2) 相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、財団が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。
- (3) 第26条及び前条を遵守すること。

(立入調査等)

第29条 財団理事長は、各条で定めるほか必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、財団の職員及び財団が指定する者に、その事務所等に立ち入り、帳簿書類及びその他の物件等の調査をさせることができる。

- 2 補助事業者は、前項の調査を受けたとき、関係者及び責任者を立ち合わせなければならない。
- 3 第1項の財団の職員及び財団が指定する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者による請求があるときは、これを提示しなければならない。

(適用除外)

第30条 補助事業者のうち、補助金の交付を受けない者については、原則として次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の交付を受けない企業は、第10条、第18条、第23条、第24条、第26条、第27条及び第28条を適用しない。
- (2) 機関は、第10条、第12条、第15条、第23条、第24条、第26条、第27条及び第28条を適用しない。

(その他)

第31条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、財団理事長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和元年6月3日から施行し、令和元年度採択分の補助金に適用する。

別表1 (第2条関係)
中小企業者

主たる事業を営んでいる業種	<資本金基準> 資本金の額又は 出資の総額	<従業員基準> 常時使用する 従業員の数(※)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(※)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

別表2 (第7条関係)
補助率、補助限度額

コース	I アーリーステージコース	II 事業化促進コース	III 本格的事業展開コース
補助率	(1)対象経費の 1/2 以内 (千円未満切捨て)	(1)対象経費の 1/2 以内 (2)土地造成費、建物建設費 (付帯工事含む)に当たっては、その 15%以内	(1)対象経費の 1/2 以内 (2)土地造成費、建物建設費 (付帯工事含む)及び量産段階で調達し量産が主用途の設備(※)に当たっては、その 15%以内
補助限度額	1 グループ当たり 120 万円以下 (勉強会・研究会事業のみの場合は 20 万円以内)	1 グループ当たり 100 万円～2,000 万円以下	1 グループ当たり 2,000 万円超～5,000 万円以下 ※1 企業 3,000 万円以内、ただし産学連携グループで提案の場合、大学等研究機関との受託(共同)研究費については 2,000 万円まで加算可能)

※、量産段階で調達し、量産が主用途の設備で、減価償却資産の法定耐用年数が7年以上(各社の会計・税務処理の判断による)となるものは、補助率15%以内。

別表3 (第9条関係)

対象経費

補助事業に直接関係する次に掲げる経費のうち、財団理事長が必要かつ適当と認める経費

費目	説明
旅費	構成メンバーの事業活動に必要な旅費・交通費（公共交通機関の利用に限る）。
直接人件費	補助対象事業の遂行に直接関与する「構成メンバー」（原則、役員を除く。）の事業化活動や研究開発従事時間に対応する人件費。 ※時間単価は、2,000円を限度とし、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額（所定外労働時間は対象外）とする。 ※原則として、役員は対象外であるが、小規模事業者（製造業20名以下、商業・サービス業5名以下）の法人の役員、個人事業主は対象とする。（※役員については定期同額給与を採用している役員の役員報酬の年間支給額。個人事業主は決算の所得を給与の年間支給額とみなす。）
材料費・消耗品費	補助事業遂行に必要な資材・部品・消耗品等の購入に要する経費等
財産購入費等 備品購入費等	機械装置及び設備・備品の購入費・リース料・割賦料 機械装置及び設備・備品の製作・改造・使用に要する経費等 補助事業遂行に必要な土地・建物の賃借料 ※上記と一体的に発注するもの（機械装置等の設計費、機械装置等と一体となるソフトウェア購入費等）も含む。 但し、事業実施に必要不可欠な機能・規模と認められるものに限る。 ※リース料・割賦料、土地・建物の賃借料は、対象期間分のみが補助対象。
外注・委託費	自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費や要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上で外部への製造委託等に要する経費。（但し、補助対象事業の核となる要素すべてを委託することはできない。） また、試験検査等の委託費（京都府が設置する試験研究機関に対する検査手数料は除く）、市場調査、デザイン料、システム開発費、ホームページ（webサイト）制作等。※外注・委託による成果物が補助事業者に帰属しない場合は補助対象外とする。
大学等研究機関との受託（共同）研究費	大学等研究機関との受託（共同）研究契約を締結するもの（間接経費を含む）。 ※契約期間のうち対象期間分のみが補助対象。
その他直接経費	会議費（講師や専門家等への旅費・謝礼金、視察のための経費、外部のセミナー・講習会の受講料、会議や講演などを開催する際の会場や備品等の利用に要する経費）、広告料、パンフレット・リーフレット等の作成費、知的財産権の出願等に要する経費、通訳料、翻訳料、試験費、展示会出展費用、雑務費（常時雇用以外の短期アルバイト等の賃金）上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費（但し、数量が個別具体的に把握可能なもののみとする）

※1 対象経費については別に定める「事務処理の手引」に基づいて処理すること

※2 「構成メンバー」とは補助事業に直接関与する、本交付要領第4号様式に記載された者

をいう。

- ※3 親会社・子会社等への発注や外注による経費は、原則、対象経費として認められない。
- ※4 他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は補助対象にならない。
- ※5 補助金交付申請額の算定段階において、公租公課(消費税及び地方消費税額等)は補助対象経費から除外して算定すること
- ※6 大学等研究機関との間に発生する経費については、「大学等研究機関との受託（共同研究費）」の費目に充当すること

(参考) 対象とならない経費の例

- ・旅費・交通費としてのタクシー代、ガソリン代、レンタカー代、高速道路通行料金、駐車料金
- ・文房具などの一般事務用品
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、顧客データベース、総務財務システムなどのソフトウェア資産）の購入費
- ・華美なもの（必要以上に高価な什器、美術品等）
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・土地の購入費
- ・既存の建物・設備等の解体費・処分費
- ・日本の特許庁に納付される知的財産権に係る手数料等、他者からの知的財産権購入費
- ・電話加入権、電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費
- ・設備投資に伴う社内人件費・旅費
- ・補助金の申請・報告等の書類作成・送付にかかる費用
- ・各種保険料
- ・商品券等の金券、収入印紙
- ・借入に伴う支払利息、公租公課（消費税及び地方消費税額等）、建物登記費用・官公署に支払う手数料等（京都府が設置する試験研究機関に対する支出も含む）、振込手数料（代引手数料を含む）
- ・地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
- ・対象期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（※テスト販売を除く）
- ・料理などの飲食及び贈答のために購入する土産物に係る経費、接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用
- ・帳簿、証憑等により、発注・契約、納品（検収）・履行完了、支払（決裁）等の経理処理が適切に行われたことを確認できない経費
- ・補助事業の遂行に直接関係しない目的が含まれる経費（補助事業に直接関係のない会社案内のホームページ製作費等）。ただし、目的外の経費相当額が明確な場合は、同額を除いた額を補助対象として扱うことができる。
- ・上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費

※テスト販売・・・

以下の要件を満たす場合にのみ補助事業で開発した試作品のテスト販売^(注)を認める。

なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助対象に係る経費から差し引いて算出するものとする。

【要件】

- ・テスト販売品の販売期間が概ね1月以内となること。
- ・テスト販売は、同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないこと。（試作品の改良、販売予定価格の改定をした場合を除く。）
- ・テスト販売品には、「テスト販売価格」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨を明記すること。
- ・消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証すること。

(注)テスト販売とは、補助事業者が本事業で開発等を行った試作品を、①展示会等のブース、②補助事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース、③第三者への委託などにより、限定された期間に、不特定多数の人に対して、試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいう。

別表4 (第24条関係)

財産処分に係る納付額

区 分	説 明
(1)	有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
(2)	転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。

※ただし、次に掲げる場合は納付義務を免除する。

- (1) 災害又は火災（補助事業者等の責めに帰することのできない事由による場合に限る。）により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄
- (2) 補助事業による開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産を生産に転用（所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合

別表5 (第27条関係)

収益納付

①	補助金確定額	補助事業の完了後に確定した補助金の額
②	補助事業による当期利益②	(A) + (B) 補助事業により取得した ・「自社商品化、事業収益に基づく当期利益(A)」 ：当該プロジェクトに係る「収益」から、「売上原価合計」及び「販売費及び一般管理費」を差し引いた額 ・「知的財産権のアウトライセンス及び実施結果の他への供与による当期利益(B)」 ：当該プロジェクトに係る「アウトライセンス及び供与によって得た収入による当期収益」から、「要した経費」を差し引いた額
③	控除額	(「補助事業実施期間の補助対象経費」 - ①) × 1/5 補助事業実施期間における補助対象経費の内、補助事業者が自己負担した額の5分の1に相当する額(小数点以下切捨て)
④	本年度までの補助事業に係る支出額	補助事業実施期間及び補助事業期間終了後に要した補助対象経費の累計(消費税抜)
⑤	基準納付額	(小数点以下を切り捨て) = (② - ③) × ① / ④ 「補助事業による当期利益」から「控除額」を差し引いた額に、「補助金額」を乗じ、「当期までの補助事業に係る支出額」で除した額(小数点以下切捨て)
⑥	累積納付額	前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額。
※	本年度納付額	⑤ (① > ⑤ + ⑥の場合) ① - ⑥ (① ≤ ⑤ + ⑥の場合) 「基準納付額」と「累積納付額」の合計が「補助金額」を超えない場合は、「基準納付額」が当期の「納付額」となり、「基準納付額」と「累積納付額」の合計が「補助金額」を超える場合は、「補助金額」から「累積納付額」を差し引いた残額が当期の「納付額」となる。

※1 詳細は第15号様式を参照

※2 ①、③、④からは補助率15%に該当する設備投資金額は除く

貴社の羅針盤になる知恵を見つけ、さらなる成長へ！

強みの発見から！

「知恵の経営」実践モデル企業認証制度

多くの企業には、強みの源泉となる「知恵」があります。

こだわりの経営方針や、技術を構築する人づくり、経験の蓄積から生まれたノウハウ、顧客との強いつながりなどです。

京都府では、中小企業の皆様が、自社の知恵を新たな視点で見つめ、報告書にまとめる中で、知恵を使って課題を克服し、経営を発展させるための支援を行っています。

◆「知恵の経営」報告書の活用例

経営課題の把握	事業承継	経営ビジョンの共有
「知恵の経営」報告書を作成する過程で、自社の「強み」や「弱み」が体系化されることから、今後の収益向上のための経営課題の抽出・把握に活用いただけます。	創業時の思いや、事業を継続する中で積み重ねてきた顧客・取引先との関係性など、後継者への円滑な事業承継のために必要なことを伝えるツールとしてお使いいただけます。	報告書を従業員に開示し、経営者と従業員の両者が経営ビジョンを共有することで、企画立案から意思決定に至るまで一貫性を持った事業体制の構築にお役立ていただけます。

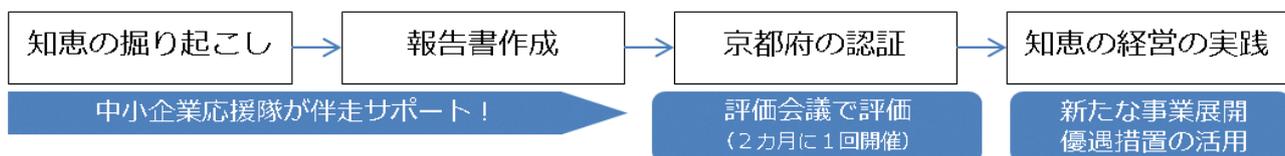
◆認証のポイント

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ①知恵の評価 | 保有する「強み」（知恵）の特異性・優位性・成長性 |
| ②知恵の把握と活用 | 「強み」（知恵）を活かした経営戦略の実現性、市場における適合性 |
| ③知恵の開示 | 「強み」（知恵）の説明可能性と成長発展戦略の具体性 |

◆認証による優遇措置

- 資金支援 文化産業振興資金
 - ・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利・固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度
- 広報支援
 - ・京都府等のHPで貴社を紹介
 - ・その他、様々なツールでPRします
- 情報提供
 - ・メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供
- 販路開拓 チャレンジ・バイ
 - ・認定製品を京都府庁が入札なしに購入可能（※購入を約束するものではありません）
 - ・病院、社会福祉施設等の購入助成制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ



リメイクのススメ 知恵の経営報告書の有効期間は2年です。2年経過後はぜひリメイクを！

- 内容：当初版で発掘した「知恵」の活用方法を見直す、新たな「知恵」の発掘から取り組む、等（手続は当初同様）
- リメイクの例

【A社】当初版：社長の経営戦略づくり⇒リメイク版：後継社長と従業員で作成、円滑な事業承継と社内統制

【B社】当初版：社内マネジメント⇒リメイク版：社外コミュニケーションツールとして新規顧客開拓

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/i>

京都府知的財産総合サポートセンター((一社)京都発明協会) TEL 075-315-8686

中小企業応援隊(商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等)

元気印中小企業認定制度 〈京都府オリジナル〉

経営革新承認制度 〈全国制度〉

中小企業の皆さまが自社の強みを活かして、新商品・サービスの生産販売・提供等の新たな取り組みにチャレンジし、経営の向上を図るための計画づくりと実践を支援します。

- 5年以内の計画
- 「研究開発」から「新商品・サービスの生産販売・提供」まで幅広いチャレンジが可能
- 「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の伸びを目指す！

- 3～5年以内の計画
- 「新商品・サービスの生産販売・提供」など経営の向上を目指す！
3年計画：付加価値額9%以上、経常利益3%以上
5年計画：付加価値額15%以上、経常利益5%以上

◆認定のポイント

新規性 実現可能性 市場性・将来性

◆承認のポイント

具体性 新規性・独自性 目標の実現性

◆認定・承認による優遇制度

○資金支援 文化産業振興資金
・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度

○不動産取得税の軽減措置
・研究開発事業用に取得する不動産について、不動産取得税を軽減。
（軽減率10分の9）

- 融資
・日本政策金融公庫の低利融資
- 販路開拓
・中小機構による販路開拓コーディネート
・中小企業総合展への優先出展
- 減税
・特許料減免（審査請求料、特許料）ほか

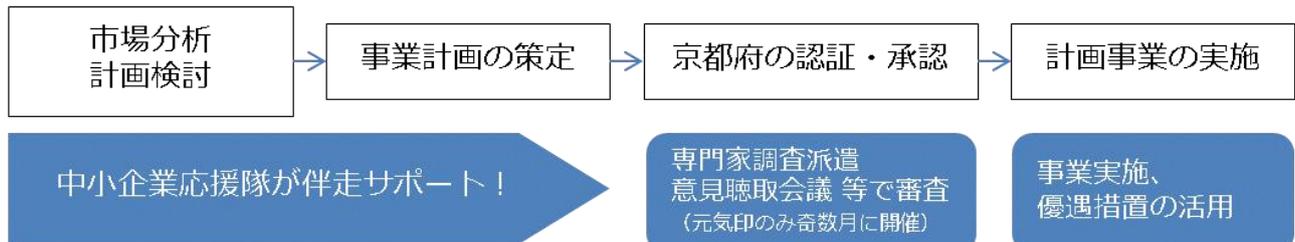
○広報支援 京都府等のHPで貴社を紹介するほか、その他の様々なツールでPRします。

○情報提供 メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供

○販路開拓 チャレンジ・バイ
・認定製品を京都府庁が入札無しに購入可能（※購入を約束するものではありません）
・病院、社会福祉施設等の購入促進制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ

（「企業の森・産学の森」推進事業のⅡ・Ⅲコースの採択者は、元気印中小企業認定制度については、認定までの手続きを簡素化することができます。）



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！
京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/>
（公財）京都産業21 商業・サービス支援部 TEL 075-315-9090
中小企業応援隊（商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等）

(参考：Ⅱ事業化促進コース及びⅢ本格的事業展開コース対象)

京都府ヘルスケア関連事業計画認定制度の御案内

『京の健康』で示された健康課題の解決に資する事業に該当し、本補助金に採択された府内本社中小企業の提案（事業計画）については、一定の手続きにより、京都府ヘルスケア関連事業計画の認定を受けることができます。（詳細は採択の後お知らせいたします。）

○ 認定制度の概要

事業所向けに健康データ分析結果をまとめた報告書『京の健康』を活用し、健康増進を支える新商品・新サービス等の研究開発等を自ら実施することを前提としたヘルスケア関連事業計画を京都府知事が認定する制度

○ 各種支援施策等

認定された場合、一定の期間、以下の支援施策が利用できます。

- ・ 府のホームページ掲載や健康増進関連の催事へのブース出展など発信・PRの場の提供
 - ・ 京都府中小企業新技術開発応援制度（中小企業チャレンジ・バイ）
 - ・ 事業化に向けた商品やサービス等の試行調査先のあっせん
- 京都府ヘルスケア関連事業計画認定制度の詳細は下記URLから御覧いただけます。
- http://www.pref.kyoto.jp/toc/healthcare/gaiyou_main.html

京都府・(公財)京都産業 21 による「AI/IoT」への支援事

◆ AI/IoT 関連技術の研究会活動の発足

これまで「生活を豊かにするロボットビジネス研究会」「IoT/IoE ビジネス研究会」において、要素技術等に関心を持つ企業や大学等のメンバーが集まり、国内外の技術や製品・サービスなどの開発動向や市場、今後の成長分野等の動向を情報提供し、府内企業のビジネスチャンスを探る研究会を実施してきましたが、今後新たな事業化促進の観点から AI/IoT 関連技術の情報共有・連携を図る研究会を発足させる予定です。

下記「京都府 AI/IoT 活用推進会議」と有機的に連携し、事業化の加速を支援

◆ 「京都府 AI/IoT 活用推進会議」の設置

産学公の連携により構成する「京都府 AI・IoT 活用推進会議」を設置し、府の観光、健康、環境、農業、建設等の各分野における政策課題を集約し、AI/IoT 等の活用により解決策を検討

「企業の森・産学の森」推進事業等を活用し、事業化の推進と合わせて研究会活動等と連携

◆ けいはんなロボット技術センター



次世代ロボット等の開発・実証のため、中小企業・ベンチャー・研究機関等が共同利用できる新拠点として 2019 年 4 月に KICK にオープン。
AI との連携によるロボットの自律システム、協調システムをはじめ、暮らしや生産性の向上に資する様々な次世代ロボット技術の開発、導入を支援。



①約 1,500 m²、天井高 5m の大空間で（屋内実証空間として国内最大級）、ロボット・ドローン等を走飛行させながら、その場で開発・実証が可能



③モーションキャプチャーを備え、開発中のロボットの動作検証のほか、CG・VR の製作も可能



②ROS 対応走行ロボット、ドローン、ヘッドマウントディスプレイ等を貸し出し、ロボットの自律システム、協調システム、遠隔操作システム等の開発を促進

